踏切内に点字ブロック設置へ



視覚障がい者の踏切事故撲滅に向けて、県は鉄道事業者と連携し踏切内の点字ブロック設置を進めることになりました。

相次ぐ悲惨な事故

２０２２年４月、奈良県内の踏切で、目の不自由な女性が電車にはねられて死亡する事故が発生しました。女性は踏切内にいながら踏切の外にいると誤認してしまったと考えられています。その前年の８月には、静岡県三島市でも目の不自由な男性（当時２６歳）が電車にはねられて死亡。国土交通省によると、男性も同様に踏切の外にいると誤認したとみられています。どちらも踏切内や付近に点字ブロックはありませんでした。

公明党県議団はこのことを重く見て、２２年１２月の代表質問で取り上げ県内の踏切の改良等を要望。２２年度中に県が管理する道路で整備が必要とされる２８カ所すべての踏切に踏切手前までの点字ブロックを設置しましたが、踏切内までは設置できませんでした。



２０２２年９月３０日付公明新聞より、奈良県大和郡山市にて設置された踏切内点字ブロック

国の対応を求めて

２００６年施行のバリアフリー法により、障がい者らの利用が多い道路の横断歩道や踏切付近などは点字ブロック設置は努力義務とされています。しかし、踏切内については基準策定まで至っていませんでした。公明党として国に対し改正を求め、本年１月、国交省は踏切の安全性向上に関するバリアフリー指針を改定。踏切内の点字等の整備の位置付けを「望ましい」から「標準的」に格上げし、踏切内点字ブロックの標準形状も決定しました。

知事答弁「本年度中の設置も」

本年６月１９日の公明党代表質問では、黒岩知事から踏切内の点字ブロック設置の答弁を得ることができ、該当する踏切２９カ所のうち、バリアフリー法で特に対策が必要とされた伊勢原、渋沢、横須賀の３踏切は本年度中に設置する方針です。これをきっかけに市や町管理の道路に交差する踏切についても設置が進むよう、県は情報提供を行っていきます。これからも事故撲滅へ向けて、県全域に取り組みが広がるよう働きかけてまいります。

ついに実現！　県営住宅の共益費を県が集金



近年、県営住宅では入居者の高齢化に伴う様々な問題や課題が台頭しています。例えば、廊下の蛍光灯などの共用部分にかかる「共益費」の集金作業が困難になってきているとの声があります。県営住宅の共益費は、県が徴収する家賃とは異なり、各団地の自治会が金額を設定して集金を担います。高齢の自治会役員が、毎月、階段を上り下りしながら一戸一戸訪問し集金をしなければなりません。また、集金のために訪問した際「共益費を払いたくないから自宅前の廊下の電気は消して！」などと、集金を拒まれることもあると伺いました。

繰り返した議会質問

住民の負担を軽減するため、公明党は、２０２０年９月定例会で「県が共益費を徴収できる仕組み」を作るよう提案。西村くにこも同年１０月の建設企業常任委員会で、県による共益費徴収ができるように条例改正を提言し、２０２３年３月、「県営住宅条例」が改正されました。本年４月の条例施行にともない、このほど団地内の共用部分にかかる電気・水道・下水道料金等の光熱水費を〈施設維持管理料〉として県が徴収する制度が創設されました。

施設維持管理料

含まれるもの	電気・水道・下水道料金等	県が徴収可能
含まれないもの	共用部の清掃、草刈り費用等	県の徴収は今後検討

住民の同意で実施

ただし、この「県による徴収」の制度を利用するには、住民の４分の３以上の同意が必要となります。現在、全自治会への通達を経て、県は住宅ごとの申請を受け付けています。住民の皆様への周知には時間がかかることから、受付時期には猶予を設け、希望に応じて説明会を開催するなど、丁寧に進めてまいります。